

平成28年度 第1回東海村男女共同参画推進委員会

次 第

場所 東海村役場行政棟3階庁議室

日時 平成28年6月9日(木)

午後6時30分から

午後8時30分まで

1 開会

2 あいさつ

村長公室長 箭原 智浩

3 委嘱状交付

4 委員及び事務局紹介

5 議事

(1) 第4次東海村男女共同参画行動計画推進のための実施目標(平成28年度)

(2) 男女共同参画を推進する企業の表彰について

(3) 意見交換

6 その他

7 閉会

【配布資料】

資料1.次第

資料2.東海村男女共同参画推進委員会委員名簿

資料3.第4次東海村男女共同参画行動計画推進のための実施目標(平成28年度)

資料4.「東海村男女共同参画推進事業所」の認定について

資料5.参考資料

東海村男女共同参画推進委員会委員 名簿

任期:平成27年度～平成28年度(2カ年度)

番号	名 前	性別	略歴等
1	井坂 宗徳 <small>イサカ ムネリ</small>	男	大好きいばらき東海村ネットワーク ワーカー協議会幹事
2	加藤 明博 <small>カウ アキヒロ</small>	男	東海ライオンズクラブ
3	鎌田 まり <small>カマダ</small>	女	ハーモニーフライトいばらき 2009団員
4	木野内 伸一 <small>キノウチ シンイチ</small>	男	アクモス(株)人事教育課長
5	佐藤 健太郎 <small>サトウ ケンタロウ</small>	男	東海村商工会青年部
6	高崎 あす美 ◎ <small>タカサキ ミ</small>	女	ハーモニー東海第13期生
7	千葉 力也 ○ <small>チバ リキヤ</small>	男	東海村国際センター
8	戸部 万亀子 <small>トベ マキコ</small>	女	助産師
9	平山 有紀 <small>ヒラヤマ ユキ</small>	女	ハーモニー東海第13期生
10	渡部 晃子 <small>ワタナベ アキコ</small>	女	ハーモニー東海第15期生

50音順 (◎…委員長, ○…副委員長)

「第4次東海村男女共同参画行動計画」推進のための実施目標(平成28年度)

資料3

番号	基本目標	取組目標	取組方針	主な取組	H28取組目標	担当課
1	1:女性の活躍と働き方改革	(1)女性人材の発掘・育成の推進	女性の活躍推進については、周囲の理解とともに女性の知識や能力の向上が必要となることから、女性への研修の機会や再就職支援の機会の提供などの支援を行います。	女性研修事業「ハーモニー東海」の実施	地域や社会で活躍できる女性の育成のため、年度単位の研修を実施します。また、研修の際には育児中の女性も参加しやすいように保育サポートを実施します。	広報広聴課
2	1:女性の活躍と働き方改革	(1)女性人材の発掘・育成の推進	女性の活躍推進については、周囲の理解とともに女性の知識や能力の向上が必要となることから、女性への研修の機会や再就職支援の機会の提供などの支援を行います。	(仮称)ハーモニー東海ネットワーク協議会の設立・支援	ハーモニー東海の研修成果が活かせるよう卒業生のネットワーク化を検討します。	広報広聴課
3	1:女性の活躍と働き方改革	(1)女性人材の発掘・育成の推進	女性の活躍推進については、周囲の理解とともに女性の知識や能力の向上が必要となることから、女性への研修の機会や再就職支援の機会の提供などの支援を行います。	女性を対象とした再就職セミナーの実施	㈱モーハウスとの子育て支援協定により、女性を対象とした再就職セミナーを実施します。	広報広聴課
4	1:女性の活躍と働き方改革	(2)政策・方針決定過程への女性の参画推進	男女共同参画社会の実現のために、あらゆる分野において指導的な地位に就く女性が増え、見える形で女性の参画を拡大することが求められていることから、女性の政策・方針決定過程等への参画拡大に取り組みます。	村の附属機関等の委員への女性の参画促進	各附属期間等の委員について、女性委員の割合が4割以上となることに努めるよう、適切に指導します。	人事課
5	1:女性の活躍と働き方改革	(2)政策・方針決定過程への女性の参画推進	男女共同参画社会の実現のために、あらゆる分野において指導的な地位に就く女性が増え、見える形で女性の参画を拡大することが求められていることから、女性の政策・方針決定過程等への参画拡大に取り組みます。	女性活躍推進法による特定事業主行動計画に基づく取組の実施	東海村女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づく取組みとして、女性管理職を育成するための研修実施や、人事配置による多様な職務経験の確保に努めます。	人事課
6	1:女性の活躍と働き方改革	(2)政策・方針決定過程への女性の参画推進	男女共同参画社会の実現のために、あらゆる分野において指導的な地位に就く女性が増え、見える形で女性の参画を拡大することが求められていることから、女性の政策・方針決定過程等への参画拡大に取り組みます。	男女共同参画に係る周知・啓発活動の実施	男女共同参画の推進に係る講演会・セミナーの実施や、役場情報コーナーでの周知・啓発を行います。	広報広聴課

番号	基本目標	取組目標	取組方針	主な取組	H28取組目標	担当課
7	1:女性の活躍と働き方改革	(3)男性がより家事・育児・介護等へ参加しやすくなるような働き方の推進	長時間労働の抑制や男性の育児休業取得推進など、現行の働き方の見直しや男性の家事・育児・介護への参画等を促します。	役場の男性職員の育児・介護休業取得推進	育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等について、パンフレットの作成等により広く周知し、勧奨します。	人事課
8	1:女性の活躍と働き方改革	(3)男性がより家事・育児・介護等へ参加しやすくなるような働き方の推進	長時間労働の抑制や男性の育児休業取得推進など、現行の働き方の見直しや男性の家事・育児・介護への参画等を促します。	男性が家事・育児・介護を行うことへの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・村内の企業等を対象としたイクボスに関するセミナーを実施し、経営者や管理職の意識啓発に努めます。(広報広聴課) ・帰宅促進日(リフレッシュデー、節電退庁日、夫婦の日)の周知と促進を図ります。(人事課) ・長時間労働の抑制や男性の育児休業取得推進など、現行の働き方の見直しや男性の家事・育児・介護への参画等を促します。(介護福祉課) ・ハローベビースクールにおいて両親学級を開催し、父親の妊婦体験等を実施することにより、育児参加を促します。(年6回開催予定)(健康増進課) ・男性の家事育児等への意識啓発を図るため、住民一般対象の講座の内容に、ワークライフバランスの視点についてのテーマを取り入れることを検討します。(生涯学習課) 	広報広聴課、人事課、介護福祉課、健康増進課、生涯学習課
9	1:女性の活躍と働き方改革	(3)男性がより家事・育児・介護等へ参加しやすくなるような働き方の推進	長時間労働の抑制や男性の育児休業取得推進など、現行の働き方の見直しや男性の家事・育児・介護への参画等を促します。	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識啓発	村内の企業等を対象としたイクボスに関するセミナーを実施し、経営者や管理職の意識啓発に努めます。	広報広聴課
10	1:女性の活躍と働き方改革	(4)雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保	働く場において男女が十分に能力を発揮し、また多様な選択ができるよう、男女が働きやすくなるような取組みを推進します。また、出産・育児を経た女性の再就職支援などにも取り組みます。	女性を対象とした再就職セミナーの実施(再掲)	㈱モーハウスとの子育て支援協定により、女性を対象とした再就職セミナーを実施します。	広報広聴課
11	1:女性の活躍と働き方改革	(4)雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保	働く場において男女が十分に能力を発揮し、また多様な選択ができるよう、男女が働きやすくなるような取組みを推進します。また、出産・育児を経た女性の再就職支援などにも取り組みます。	男女共同参画推進事業所の認定・表彰	男女共同参画について先進的・積極的に取り組んでいる事業所を募集し、審査のうえ表彰を行うことで企業を応援します。	広報広聴課
12	1:女性の活躍と働き方改革	(4)雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保	働く場において男女が十分に能力を発揮し、また多様な選択ができるよう、男女が働きやすくなるような取組みを推進します。また、出産・育児を経た女性の再就職支援などにも取り組みます。	就労情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境改善等啓発等のリーフレットを公共機関窓口へ設置し、リーフレットの内容をホームページ等へ掲載します。(まちづくり推進課) ・東海村内事業所の求人情報をホームページに掲載します。(まちづくり推進課) ・女性の先輩職員の声をホームページや新規採用説明会などで紹介します。また、育児休業中職員について、業務に関する継続的な情報提供等を行い、円滑な職場復帰に関する支援を行います。(人事課) 	まちづくり推進課、人事課

番号	基本目標	取組目標	取組方針	主な取組	H28取組目標	担当課
13	1:女性の活躍と働き方改革	(4)雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保	働く場において男女が十分に能力を発揮し、また多様な選択ができるよう、男女が働きやすくなるような取組みを推進します。また、出産・育児を経た女性の再就職支援などにも取り組みます。	創業支援ネットワークの設立・支援	・創業支援ネットワークによる創業支援を開始し、創業しやすい環境を提供します。 ・再就職セミナー等のリーフレットを公共機関窓口へ設置し、リーフレットの内容をホームページに掲載します。	まちづくり推進課
14	1:女性の活躍と働き方改革	(4)雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保	働く場において男女が十分に能力を発揮し、また多様な選択ができるよう、男女が働きやすくなるような取組みを推進します。また、出産・育児を経た女性の再就職支援などにも取り組みます。	テレワークの導入検討	テレワーク等の多様な就業制度の導入・検討を行います。	人事課
15	2:男女共同参画の意識確立	(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発	男女共同参画社会の実現に向けて、仕事、家庭生活、地域活動等のあらゆる場面において、男女共同参画推進に関する意識啓発等に取り組みます。	男女共同参画に関する講演会(ワーク・ライフ・バランスセミナー)の実施	男女共同参画の推進に関する講演会を開催し、意識啓発等に取り組みます。	広報広聴課
16	2:男女共同参画の意識確立	(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発	男女共同参画社会の実現に向けて、仕事、家庭生活、地域活動等のあらゆる場面において、男女共同参画推進に関する意識啓発等に取り組みます。	広報誌等を利用した周知・啓発活動の実施	広報誌やSNSに男女共同参画に係る記事を掲載し、周知・啓発に努めます。	広報広聴課
17	2:男女共同参画の意識確立	(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発	男女共同参画社会の実現に向けて、仕事、家庭生活、地域活動等のあらゆる場面において、男女共同参画推進に関する意識啓発等に取り組みます。	男女共同参画推進事業所の認定・表彰(再掲)	男女共同参画について先進的・積極的に取り組んでいる事業所を募集し、審査のうえ表彰を行うことで企業を応援します。	広報広聴課
18	2:男女共同参画の意識確立	(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発	男女共同参画社会の実現に向けて、仕事、家庭生活、地域活動等のあらゆる場面において、男女共同参画推進に関する意識啓発等に取り組みます。	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識啓発(再掲)	村内の企業等を対象としたイクボスに関するセミナーを実施し、経営者や管理職の意識啓発に努めます。	広報広聴課

番号	基本目標	取組目標	取組方針	主な取組	H28取組目標	担当課
19	2:男女共同参画の意識確立	(2)「多様性」「個」を尊重する教育と学習の充実	次代を担う子どもたちに対し、男女共同参画に関する教育を行い、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であることや、男女が相互に協力して家庭を築くことの意識啓発等に取り組みます。	男女共同参画の視点に立った教育の推進	小学校家庭科では家事の役割分担について、中学校家庭科では幼児施設での育児体験を実施します。	指導室
20	2:男女共同参画の意識確立	(2)「多様性」「個」を尊重する教育と学習の充実	次代を担う子どもたちに対し、男女共同参画に関する教育を行い、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であることや、男女が相互に協力して家庭を築くことの意識啓発等に取り組みます。	キャリア教育の推進	各中学校第2学年で50以上の事業所を対象に男女の社会的な役割分担にとらわれない職場体験学習を実施します。	指導室
21	2:男女共同参画の意識確立	(2)「多様性」「個」を尊重する教育と学習の充実	次代を担う子どもたちに対し、男女共同参画に関する教育を行い、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であることや、男女が相互に協力して家庭を築くことの意識啓発等に取り組みます。	人権教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による人権教室(村内小学校3校/年度ごと切り替え)で意識啓発に努めます。(福祉保険課) ・男女平等社会についての道徳教育の実施します。また、男女間の平等、格差の改善のため混合名簿の使用します。(指導室) ・広く男女共同参画に関する意識啓発を図るため、住民一般対象の講座の内容に、男女共同参画を含む人権についてのテーマを取り入れることを検討します。(生涯学習課) 	福祉保険課、指導室、生涯学習課
22	2:男女共同参画の意識確立	(3)防災分野における男女共同参画の促進	災害対応における経験を踏まえ、男女共同参画の視点から必要な対策・対応がとれるよう、防災分野における女性の参画促進に取り組みます。	女性の視点に立った防災計画づくりの実施検討	女性目線の防災訓練を実施します。	防災原子力安全課
23	3:安心して健康に生活できる体制整備	(1)仕事と家庭を両立するための子育て・介護等支援施策の拡充	男女が共に充実した職業生活、社会生活、家庭生活を送るため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を目指し、仕事と家庭を両立するための子育てや介護等の支援施策に取り組みます。	保育所・幼稚園の再編・整備	保育所・幼稚園の再編・整備に係る国立保育所・幼稚園施設のあり方・方向性について基本方針を検討します。	子育て支援課
24	3:安心して健康に生活できる体制整備	(1)仕事と家庭を両立するための子育て・介護等支援施策の拡充	男女が共に充実した職業生活、社会生活、家庭生活を送るため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を目指し、仕事と家庭を両立するための子育てや介護等の支援施策に取り組みます。	学童クラブの利用環境の向上	学童保育の利用ニーズや現状を踏まえ、学童保育の量確保の取り組みを進めます。	子育て支援課

番号	基本目標	取組目標	取組方針	主な取組	H28取組目標	担当課
25	3:安心して健康に生活できる体制整備	(1)仕事と家庭を両立するための子育て・介護等支援施策の拡充	男女が共に充実した職業生活, 社会生活, 家庭生活を送るため, 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を目指し, 仕事と家庭を両立するための子育てや介護等の支援施策に取り組みます。	夏休み等の幼稚園における預かり保育の実施検討	平成28年度から夏季休業期間も実施することになったことから, 適切な運営に努めます。	子育て支援課
26	3:安心して健康に生活できる体制整備	(1)仕事と家庭を両立するための子育て・介護等支援施策の拡充	男女が共に充実した職業生活, 社会生活, 家庭生活を送るため, 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)[7]の実現を目指し, 仕事と家庭を両立するための子育てや介護等の支援施策に取り組みます。	介護に関する講座・相談等の実施	仕事と家庭を両立するための, 子育て・介護等支援施策を拡充します。	介護福祉課
27	3:安心して健康に生活できる体制整備	(1)仕事と家庭を両立するための子育て・介護等支援施策の拡充	男女が共に充実した職業生活, 社会生活, 家庭生活を送るため, 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)[7]の実現を目指し, 仕事と家庭を両立するための子育てや介護等の支援施策に取り組みます。	介護相談員派遣の実施	介護サービスの利用者やその家族から, 介護の不安等を聞き, 不安の解消を図り, より良いサービスの提供が受けられるように支援していきます。	介護福祉課
28	3:安心して健康に生活できる体制整備	(1)仕事と家庭を両立するための子育て・介護等支援施策の拡充	男女が共に充実した職業生活, 社会生活, 家庭生活を送るため, 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を目指し, 仕事と家庭を両立するための子育てや介護等の支援施策に取り組みます。	家族介護者への支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等日中一時支援事業の利用を図ります。 ・東海村家族会への支援施策に取り組みます。 ・関係機関との連携を図るとともに, 障がい者・家族へのサポートに取り組みます。 	介護福祉課
29	3:安心して健康に生活できる体制整備	(2)生涯を通じた男女への健康支援	仕事や家庭・地域生活における活動を行うためには, 前提として心身の健康が大切であることから, その保持・増進を図るため, 男女の健康づくりの支援に取り組みます。	健康講座・健康相談の実施	健康に関するセミナー及び運動プログラムを実施します。(全6事業, 実施回数77回)また, 保健師, 管理栄養士による個別健康相談を予約制にて実施します。	健康増進課
30	3:安心して健康に生活できる体制整備	(2)生涯を通じた男女への健康支援	仕事や家庭・地域生活における活動を行うためには, 前提として心身の健康が大切であることから, その保持・増進を図るため, 男女の健康づくりの支援に取り組みます。	食生活改善推進員活動の促進	食生活改善推進員向けに健康づくり支援のための研修会を実施します。	健康増進課

番号	基本目標	取組目標	取組方針	主な取組	H28取組目標	担当課
31	3:安心して健康に生活できる体制整備	(2)生涯を通じた男女への健康支援	仕事や家庭・地域生活における活動を行うためには、前提として心身の健康が大切であることから、その保持・増進を図るため、男女の健康づくりの支援に取り組めます。	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「からだ元気セミナー」において、夫婦を対象に「魚」を使った調理実習を行います。(健康増進課) ・学校にて食に関する指導や生産者の給食試食会を実施し、児童生徒への食育を推進します。また、給食日より献立表を発行し、家庭や地域に対して食育に関する啓発活動を行います。(学校教育課) 	健康増進課, 学校教育課
32	3:安心して健康に生活できる体制整備	(3)ひとり親など困難を抱えた家庭等への支援	非正規雇用労働者やひとり親家庭などの、生活上の困難に陥りやすい方々が自立して生活していく上で必要な、切れ目のない支援を行います。	母子父子家庭への各種助成・支援等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・マル福により母子父子家庭世帯へ医療費を助成します。(福祉保険課) ・生活保護申請時等の相談により生活困窮状況にある世帯を支援するとともに、茨城県の生活困窮者自立支援制度の活用により、生活困窮前の未然支援により自立を促します。(福祉保険課) ・引き続き、各種助成・支援等を実施します。(母子・父子家庭家賃助成事業等)(子育て支援課) ・就学援助制度(村内小・中学校に在学する子どものいる世帯で、経済的な理由により就学に必要な費用の支出が困難な方に対し、その費用の一部を援助する)を適正に運用します。(学校教育課) 	福祉保険課, 子育て支援課, 学校教育課
33	3:安心して健康に生活できる体制整備	(3)ひとり親など困難を抱えた家庭等への支援	非正規雇用労働者やひとり親家庭などの、生活上の困難に陥りやすい方々が自立して生活していく上で必要な、切れ目のない支援を行います。	就労情報の提供(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境改善等啓発等のリーフレットを公共機関窓口へ設置し、リーフレットの内容をホームページ等へ掲載します。(まちづくり推進課) ・東海村内事業所の求人情報をホームページに掲載します。(まちづくり推進課) ・人材バンク制度について、広報誌やホームページでの周知を行います。(人事課) 	まちづくり推進課, 人事課
34	3:安心して健康に生活できる体制整備	(4)ハラスメントや暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止及び被害者支援	セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」)若い世代での男女間の暴力(デートDV)の発生が社会的な問題になっていることから、これらのハラスメント等に関する知識の普及啓発に取り組むとともに、被害者に対し、相談しやすい環境整備や安全で安心な生活の再建に向け、関係機関との連携強化に取り組めます。	暴力被害相談窓口と各機関の連携体制の充実	安心して相談できる相談窓口を構築するため、職員や指導員に対する研修の充実を図ります。	住民課
35	3:安心して健康に生活できる体制整備	(4)ハラスメントや暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止及び被害者支援	セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」)若い世代での男女間の暴力(デートDV)の発生が社会的な問題になっていることから、これらのハラスメント等に関する知識の普及啓発に取り組むとともに、被害者に対し、相談しやすい環境整備や安全で安心な生活の再建に向け、関係機関との連携強化に取り組めます。	ハラスメント防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを作成・周知し、ハラスメントの防止及び発生してしまった場合の適切な対応に努めます。また、職場内のハラスメントに関する苦情相談を受けるため、相談員を設置します。(人事課) ・広報とうかい「村民相談室コーナー」、村ホームページにDV予防、解決に対する情報発信を行います。(住民課) 	住民課, 人事課(村職員対象)
36	3:安心して健康に生活できる体制整備	(4)ハラスメントや暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止及び被害者支援	セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」)若い世代での男女間の暴力(デートDV)の発生が社会的な問題になっていることから、これらのハラスメント等に関する知識の普及啓発に取り組むとともに、被害者に対し、相談しやすい環境整備や安全で安心な生活の再建に向け、関係機関との連携強化に取り組めます。	人権教育の実施(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを作成・周知し、ハラスメントの防止及び発生してしまった場合の適切な対応に努めます。(人事課) ・一般向けDV予防講演会を開催します。(住民課) ・生活保護申請時等の相談による生活困窮状況にある世帯の内情や、民生委員児童委員等からの情報により、ハラスメントや暴力を察知し防止します。(福祉保険課) ・母子生活支援施設かがやき荘等との連携により、被害者の支援を図ります。(福祉保険課) ・異性理解、人間関係についての道徳教育の実施(指導室) ・「DV」等が社会的な問題になっていることから、安心して健康に生活できる体制づくりを図るため、住民一般対象の講座の内容に、これらハラスメント等に関する知識の普及啓発に努めるテーマを取り入れることを検討します。(生涯学習課) 	人事課, 住民課, 福祉保険課, 指導室, 生涯学習課

「東海村男女共同参画推進事業所」の認定について

1. 目的

- 第4次東海村男女共同参画行動計画内の取組方針「男女共同参画推進事業所の認定・表彰」に基づき、平成27年度に引き続き実施する。
- 男女共同参画に取り組む村内の企業等を表彰・紹介することで、村民や事業者等の皆様に男女共同参画についての理解と関心を深めていただき、更なる取組みの推進や他の企業等への波及展開につなげる。

2. 表彰要件

別紙内規のとおり。

3. 平成28年度スケジュール（案）

- 平成28年6月 企業募集開始（広報とうかい、村公式HP、Facebook等）
- 9月 企業選定
- 11月 企業表彰

3. 表彰企業

番号	表彰年度	表彰企業
1	H26	アクモス(株) 茨城本部
2	H26	水戸ヤクルト販売(株) 東海センター
3	H27	(株)鈴木ハーブ研究所
4	H27	(株)ユーエム
5	H27	原子力エンジニアリング(株)
6	H27	茨城県信用組合 東海支店

※広報とうかいへの掲載の様子は、別添資料参照のこと。

4. 参考（指標値・目標値）

目標値	認定数	計画名称
H31年度	20箇所	東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略
H32年度	24箇所	第4次東海村男女共同参画行動計画

とうかい☆朝ウォーク2015

夏の朝、すがすがしい空気の中を一緒に歩きませんか？ 通勤前の参加も可能です。

●日時 7月29日(水) 午前6時～

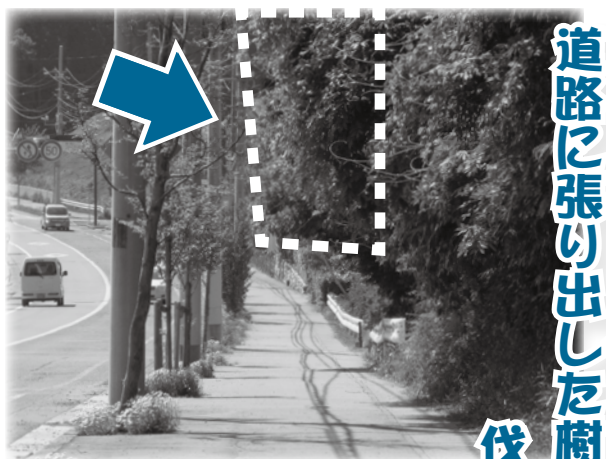
●場所 総合福祉センター「絆」

●対象等 村内在住・在勤の方(先着100人) ※小学生以下の方には、保護者が同伴してください。

●内容 ①1時間程度のウォーキング(「いばらきヘルスロード」絆周回コース・5キロメートル)②朝食メニューの試食提供 ③地元農家による夏野菜の販売 ※②・③は午前7時開始、なくなり次第終了します。

●その他 飲み物のほか、帽子・タオル等をお持ちください。

●申し込み・問い合わせ 6月29日(月)から7月22日(水)までの午前8時30分～午後5時15分に、電話で保健センター(☎282-2797)へ申し込みください。※エンジョイサマースクールの対象の方は、人数枠や申し込み方法が異なりますので、学校で配布する資料に従って申し込みください。



道路に張り出した樹木の

伐採をお願いします！

沿道の樹木や枝が道路に張り出し、そのことが一因となって交通事故が発生した場合、樹木の所有者も責任を問われることとなります。

事故を未然に防止するためにも、通行の支障となる道路への樹木・枝の張り出しや、枯れ木の倒木などは、個人の管理・責任により伐採・枝払いをするなど、早めの対策をお願いします。

■問い合わせ 都市整備課管理担当

(☎282局1711 内線1234)

男女共同参画を推進している企業・事業所・店舗等を表彰します！



村では、男女共同参画社会の実現に向けて、右のような取り組みを実施している村内の企業や事業所・店舗等を募集しています。ご応募いただいた企業等については審査の上、その取り組みが男女共同参画の趣旨に一致していると認められる場合「東海村男女共同参画推進事業所」として認定し、企業表彰を行うとともに、「広報とうかい」などで、その取り組み内容について紹介します。自薦・他薦を問いませんので、積極的な応募をお待ちしています。

■申し込み・問い合わせ

広報広聴課(役場行政棟3階 ☎282-1711 内線1301) 備え付けの応募用紙に必要事項を記入の上、8月24日(月)までに申し込みください。なお、応募用紙は村公式ホームページからもダウンロードできます。

男女共同参画推進への取り組み事例

- 社員・職員が生き生きと働くための配慮をしている。
- 育児や介護に関する休暇をとれる環境になっている。
- 出産後も会社に戻れる配慮がある。
- 出産一時金等の制度がある。
- 性別に関係なく意欲のある社員・職員に、積極的にチャンスを与えている。
- 社員・職員同士の協力体制がある。
- 定時退勤日など、リフレッシュのための曜日がある。
- 家族のための休みをとる制度がある(誕生日や記念日のための休みなど)。
- 職場に託児所等の保育施設がある。
- 採用年齢に制限がない、定年がない。
- トイレや休憩室が男女別の部屋になっている。
- 幼稚園や保育園の延長保育料などを助成している。
- 家族で経営しており、家事・育児・仕事を分担している。
- 時間休をとることができる。
- 職場がバリアフリーになっている。
- パワハラ・セクハラ相談ができる環境がある。

有限会社モーハウスと「子育て支援等に関する協定」を締結しました!

12月22日、役場で「子育て支援等に関する協定」の締結式が行われました。今回協定を結んだのは、授乳服メーカーとして、また“子連れ出勤”など新しいワークスタイル等を積極的に取り入れていることでも知られる有限会社モーハウス(代表取締役・光畑由佳さん、写真右側)。これにより、村とモーハウスは、子育て支援や男女共同参画の分野などで協力・連携を図っていきます。なお、この協定に基づく催しとして、下記のセミナーを開催しますので、ぜひご来場ください!



【「ワーク・ライフ・バランスセミナー～誰もが働きやすい環境を目指して～」】

日時▼2月16日(火) 午後2時～3時30分(午後1時30分開場)

場所▼東海村産業・情報プラザ「i-vill」(旧リコッティ)

定員▼200人

内容▼▽演題…「子連れワークスタイルから見える『自分らしい働き方』」▽講師…光畑由佳さん

入場料▼無料

その他▼保育サービス(無料・先着20人程度)を希望する方は、申し込み時にお伝えください。

申し込み・問い合わせ▼所定の申込書に必要事項を記入の上、2月10日(水)までに、ファクシミリまたは電子メールで、広報広聴課秘書広聴担当(☎282-1711 内線1301 FAX287-0317 ㊚kouhoukoutyou@vill.tokai.ibaraki.jp)へ申し込みください。

男女共同参画を推進する4事業所を認定しました!

村では、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの一環として、男女共同参画を推進する村内の事業所の認定を行っています。12月7日、役場で「男女共同参画推進事業所」の認定式が行われ、次の4事業所が認定されました。

【問い合わせ】広報広聴課秘書広聴担当(☎282-1711 内線1301)



● 株式会社鈴木ハーブ研究所

業務内容▼化粧品販売

主な取り組み▼製品の企画・立案に社員が関わる(例:社員全員で化粧品のモニターをする)など、商品開発や営業等の業務全体に女性社員の目線を活かしている。

● 原子力エンジニアリング株式会社

業務内容▼原子力関連施設の運転・保守点検・検査作業等

主な取り組み▼「楽しく働こう、Have! Fun!」を企業のモットーとし、社内の交流を図るためのスポーツ大会を実施するなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて取り組んでいる。



● 株式会社ユーエム

業務内容▼機械工具販売等

主な取り組み▼海外への業務拡大に伴い、女性職員の希望に応じて英会話レッスンの機会を提供するなど、スキルアップにつなげている。

川崎清隆さん(株式会社ユーエム代表取締役)



● 茨城県信用組合東海支店

業務内容▼金融業

主な取り組み▼女性が継続して働きやすい職場環境を目指し、出産一時金制度や社内保育所の設置等を実施している。

【集合写真後列左から】千葉力也さん(東海村男女共同参画推進委員会副委員長)、高崎あす美さん(同委員会委員長)、山田村長、設楽副村長、萩谷村長公室長 【前列左から】関正一さん(茨城県信用組合東海支店長)、鈴木さちよさん(株式会社鈴木ハーブ研究所代表取締役社長)、金子貞夫さん(原子力エンジニアリング株式会社専務取締役)

東海村男女共同参画推進事業所の認定基準

1 目的

この基準は、東海村男女共同参画推進条例（平成19年条例第4号）第15条に規定する東海村男女共同参画推進委員会が認定する東海村男女共同参画推進事業所について必要な事項を定めることとする。

2 認定

村内に事務所があり、以下の男女共同参画推進に関する項目のいずれかを満たしていること。

- 社員や職員が、いきいきと働くための配慮をしている。
- 育児や介護に関する休暇が取得しやすい環境になっている。
- 出産後も会社に復帰できる（復職しやすい）配慮がある。
- 出産一時金などがある。
- 結婚しても働き続けられる。
- 性別に関係なく、意欲のある社員や職員に積極的にチャンスを与えている。
- 社員や職員同士、仕事や勤務、休暇取得などでの協力体制がある。
- 定時退勤日など、リフレッシュのための制度がある。
- 家族のために休暇が取得できる制度がある（誕生日や記念日の休暇など）。
- 職場に、託児所などの保育施設がある。
- 採用年齢に制限がない、定年がない。
- トイレや休憩室が、男女別に設置されている。
- 幼稚園や保育園の、残業時の延長保育料などを助成している。
- 家族で経営しているので家事や育児、仕事を分担している。
- 1時間単位での休暇が取得できる。
- 職場がバリアフリーになっている。
- セクハラやパワハラについての相談ができる環境がある。
- その他東海村男女共同参画推進委員会が男女共同参画を推進しているとみなす事項

3 その他

東海村男女共同参画推進事業所と認定された事業所には予算の範囲内で記念品を贈呈する。